

主な法定公告の根拠条項とその電子公告期間

(2019年6月12日現在)

この表は参考資料としてご利用ください。弊社ではこの表により実際に生じたいかなる損害の責任も負いかねますのでご了承ください。実際の公告例をご希望の際は弊社までお申し出ください。

公告の種類	根拠条項	公告内容	実際の公告例	登記	主体	電子公告期間の初日	電子公告期間の末日	備考
反対株主の買取請求 上場会社の場 合、【社債、株 式等の振替に 関する法律155 条第2項】の規 定により公告 文面に買取口 座の記載が必 要な場合があ ります。詳し くは顧問弁護 士、証券会社 等にご確認く ださい。	116条3,4	譲渡制限設定	定款変更につき通知公告（譲渡制限設定）	×	当該会社	効力発生日（定款変更日、 取得日）の20日前までの 日	効力発生日（定款変更日、 取得日）の前日	株主に対する通知に代わる公告 （注1）
		全部取得条項設定	定款変更につき通知公告（全部取得条項設定 に関する事項）	×				
		株式の併合・分割（種類株主）		×				
		株式の無償割当（種類株主）		×				
		新株予約権の無償割当（種類株主）		×				
		単元株式数変更（種類株主）		×				
		株式の株主割当（種類株主）		×				
	新株予約権の株主割当（種類株主）		×					
	172条2,3	全部取得条項付種類株式の全部を 取得するとき	全部取得条項に係る定款変更及び全部取得条 項付き種類株式の取得に関する公告	×	当該会社	※	※取得日当日までとの解釈あり	
	※179条の 4第1,2項	会社が特別支配株主による株式等 の売渡請求を承諾したとき	株式売渡請求の承認に関する公告	×	当該会社		※根拠法の記載例は「法第179 条の4第1項及び第2項並びに社 債、株式等の振替に関する法律 第161条第2項」との記載が多い	
※182条の 4第3項	株式併合をすることにより株式の 数に一株に満たない端数が生ずる 場合	株式併合に関する公告	×	当該会社		※根拠法の記載例は「法第181 条第1項及び第2項並びに182条 の4第3項」との記載が多い		
469条3,4	事業譲渡・事業譲受け 子会社の株式の譲渡	事業譲受けにつき通知公告 子会社の株式譲渡に係る公告 事業の全部譲受けにつき通知公告 事業譲渡につき通知公告	×	当該会社				
785条3,4	吸収合併等	吸収分割公告 株式交換公告 株式交換公告及び株券提出公告	×	消滅会社				
797条3,4	吸収合併等 （ただし、法796条2に掲げる場合 を除く）	株式交換公告 合併公告 吸収分割公告	×	存続会社				
806条3,4	新設合併	新設分割公告 株式移転公告	×	消滅会社	株主総会の承認決議の日 から2週間以内の日	公告開始後20日を経過す る日		

主な法定公告の根拠条項とその電子公告期間

(2019年6月12日現在)

この表は参考資料としてご利用ください。弊社ではこの表により実際に生じたいかなる損害の責任も負いかねますのでご了承ください。実際の公告例をご希望の際は弊社までお申し出ください。

公告の種類	根拠条項	公告内容	実際の公告例	登記	主体	電子公告期間の初日	電子公告期間の末日	備考
新株予約権買取請求	118条3,4	譲渡制限設定・全部取得条項設定	定款変更につき通知公告（譲渡制限設定） 定款変更につき通知公告（全部取得条項設定に関する事項）	×	当該会社	定款変更日の20日前までの日	定款変更日の前日	新株予約権者に対する通知に代わる公告
	777条3,4	組織変更	組織変更公告	×	当該会社	効力発生日の20日前までの日	効力発生日の前日	
	787条3,4	吸収合併等	合併公告 株式交換公告 吸収分割公告	×	消滅会社			
	808条3,4	新設合併等	株式移転公告	×	消滅会社	株主総会の承認決議の日から2週間以内の日	公告開始後20日を経過する日	
基準日設定	124条3	基準日を定めた場合	臨時株主総会招集のための基準日設定公告 株式の分割に関する取締役会決議公告 剰余金の配当に関する基準日設定公告 中間配当に関する株主確定日の公告	×	当該会社	当該基準日の2週間前までの日	当該基準日	
取得条項付き株式の取得	168条2,3	取得日を定めた場合	取得条項付株式の取得日の公告 第一種優先株式の取得に関する公告	×	当該会社	取得する日の2週間前までの日	取得する日	株主及び登録株式質権者に対する通知に代わる公告（注1）
	169条3,4	一部取得の場合、その株式を定めた場合	取得条項付優先株式の一部の取得及び取得日の通知公告	×	当該会社	決定後直ちに	公告開始後2週間を経過する日	
株式の併合	181条1,2	株式の併合をする場合	株式併合につき通知公告 株式併合につき通知公告及び株式併合に伴う株券提出公告	×	当該会社	※効力発生日の2週間前までの日	効力発生日	※端株が生じる場合は「2週間前」ではなく「20日前」となる（法182の4第3項）
株式の発行等に係る募集事項の決定	201条3,4	公開会社の取締役会決定	第三者割当による新株式発行に関する取締役会決議公告 自己株式の処分に関する取締役会決議公告 募集株式の発行に関する取締役会決議公告	×	当該会社	払込期日等の2週間前までの日	払込期日等	株主に対する通知に代わる公告（注1）
公開会社における募集株式の割当て等の特則	206条の2第1,2項	募集株式を引き受けた結果、総議決権数の1/2を超過する株主がいる場合（金商法の届出により省略可）	株式募集事項及び募集株式の特定引受人に関する通知公告 募集株式の特定引受人に関する通知公告	×	当該会社	払込期日等の2週間前までの日	払込期日等	株主に対する通知に代わる公告（注1）
株券を発行する旨の定款の定め廃止	218条1	株券発行会社の株券廃止	定款変更につき通知公告（株券不発行に関する事項） 株券廃止公告	○	当該会社	定款変更日の2週間前までの日	定款変更日の前日	公告とは別に、株主及び登録株式質権者に対する通知が必要
	218条3,4	株券発行会社（全部未発行）の株券廃止	定款変更につき通知公告（株券廃止）	×				株主及び登録株式質権者に対する通知に代わる公告

主な法定公告の根拠条項とその電子公告期間

(2019年6月12日現在)

この表は参考資料としてご利用ください。弊社ではこの表により実際に生じたいかなる損害の責任も負いかねますのでご了承ください。実際の公告例をご希望の際は弊社までお申し出ください。

公告の種類	根拠条項	公告内容	実際の公告例	登記	主体	電子公告期間の初日	電子公告期間の末日	備考
株券提出公告	219条1	譲渡制限設定	株式譲渡制限設定につき株券提出公告	△	株券発行 会社	効力発生日の1ヶ月前ま での日	効力発生日の前日	公告とは別に、株主及び登録株 式質権者に対する通知が必要
		株式の併合	株式併合につき通知公告及び株式併合に伴う 株券提出公告	△				
		全部取得条項付き種類株式の取得	全部取得条項付株式取得につき株券提出公告	△				
		取得条項付き株式の取得	全部取得条項付種類株式取得につき株券提出 公告	△				
		株式交換	株式交換に伴う株券提出公告	△				
		株式移転	株式移転に伴う株券提出公告	△				
		合併（合併により当該会社消滅の 場合のみ）	合併につき株券提出公告	△				
		組織変更	組織変更公告につき株券等提供公告	△				
新株予約権の発行に かかる募集事項の決 定	240条2, 3	公開会社の取締役会決定	募集新株予約権発行に関する取締役会決議公 告 ストックオプション（新株予約権）の募集事 項に関する取締役会決議公告	×	当該会社	割当日の2週間前までの 日	割当日	株主に対する通知に代わる公告 （注1）
新株予約権の発行に かかる募集事項の決 定（公開会社の特例）	244条の2 第1項及 び3項	引き受けた募集新株予約権をすべ て行使した結果、総議決権数の1/ 2を超過する株主がいる場合（金 商法の届出により省略可）	募集新株予約権の特定引受人に関する通知公 告 新株予約権の特定引受人に関する通知公告	×	当該会社	割当日の2週間前までの 日	割当日	株主に対する通知に代わる公告 （注1）
取得条項付き新株予 約権の取得	273条2, 3	取得する日を定めた場合	新株予約権の取得日に関する公告 取得条項付新株予約権の取得日に関する取締 役員決議公告	×	当該会社	取得日の2週間前までの 日	取得日	新株予約権者及び登録新株予約 権質権者に対する通知に代わる 公告
	274条3, 4	一部を取得する場合、その一部を 決定したとき	取得条項付新株予約権の一部の取得及び取得 日の公告	×	当該会社	決定後直ちに	公告開始後2週間を経過す る日	
新株予約権証券提出 公告	293条1	取得条項付き新株予約権の取得	取得条項付新株予約権の取得につき新株予約 権証券提出公告 新株予約権付社債券の提出に関する公告	△	当該会社	効力発生日の1ヶ月前ま での日	効力発生日の前日	公告とは別に、新株予約権者及 び登録新株予約権質権者に対す る通知が必要
		組織変更		△				
		株式交換		△				
		株式移転	株式移転につき新株予約権付社債券提出公告	△				
		合併（合併により当該会社消滅の 場合のみ）	合併につき新株予約権付社債券提出公告	△				
無記名式の社債券を 発行している場合の 社債権者集会の招集 通知	720条4	社債発行会社が無記名式の社債券 を発行している場合において、社 債権者集会を招集するとき	第7回無担保社債社債権者招集通知公告	×	当該会社	社債権者集会の日の3週 間前までの日	社債権者集会の日	社債発行会社の公告方法による

主な法定公告の根拠条項とその電子公告期間

(2019年6月12日現在)

この表は参考資料としてご利用ください。弊社ではこの表により実際に生じたいかなる損害の責任も負いかねますのでご了承ください。実際の公告例をご希望の際は弊社までお申し出ください。

公告の種類	根拠条項	公告内容	実際の公告例	登記	主体	電子公告期間の初日	電子公告期間の末日	備考
株式会社の組織変更計画の承認等	776条3	組織変更をする場合		×	当該会社	効力発生日の20日前までの日	効力発生日	登録株式質権者及び登録新株予約権質権者に対する通知に代わる公告(注1)
効力発生日の変更(組織変更)	780条2	組織変更の効力発生日を変更する場合		×	当該会社	効力発生日の前日までの日	効力発生日	
吸収合併契約等の承認等	783条5, 6	吸収合併等をする場合における消滅株式会社等	株式交換につき通知公告 吸収分割につき通知公告 合併公告 吸収分割公告	×	消滅会社	効力発生日の20日前までの日	効力発生日	登録株式質権者及び登録新株予約権質権者に対する通知に代わる公告(注1)
効力発生日の変更(吸収合併)	790条2	吸収合併等の効力発生日を変更する場合	効力発生日変更公告	×	当該会社	効力発生日の前日までの日	効力発生日	
債権者の異議	449条3	資本金の額を減少する公告	資本金の額の減少公告	○	当該会社	1ヶ月以上の異議申立期間の初日までの日	1ヶ月以上の異議申立期間の末日	知れている債権者に対する個別催告を省略するための公告(+官報公告) (債権者保護手続きでは官報公告が必須なので、公告方法に電子公告を選択していても、官報と電子公告のW公告となる点に注意!)
		準備金の額を減少する公告	準備金の額の減少公告	×				
		資本金または準備金の額を減少する公告	資本金及び準備金の額の減少公告	○				
	779条3	組織変更をする場合	組織変更公告	○	当該会社			
	789条3	吸収合併等	合併公告 吸収分割公告 金融商品取引業に係る吸収分割公告	○	消滅会社			
	799条3	吸収合併等	合併公告 吸収分割公告 株式交換公告	○	存続会社			
810条3	新設合併	新設分割公告	○	消滅会社				
株式の競売における利害関係人の異議	198条1	株式の競売・売却をする場合	所在不明株主の株式売却に関する異議申述の公告	×	当該会社	3ヶ月以上の異議申立期間の初日までの日	3ヶ月以上の異議申立期間の末日	公告とは別に、当該株主及び登録株式質権者に対する個別催告が必要
株券の提出をすることができない場合	220条1	株券を提出することができない場合において、当該者から請求があったとき	提出不能株券に関する異議申述公告	×	当該会社	3ヶ月以上の異議申立期間の初日までの日	3ヶ月以上の異議申立期間の末日	
取締役会による役員等の責任の一部免除	426条3	定款に基づき取締役会の過半数で決したとき		×	当該会社	同意等の後遅滞なく	1ヶ月以上の異議申立期間の末日	公開会社のみ公告可能(非公開会社は公告不可、株主に対する通知のみ)
株主との合意による自己株式の取得	158条1, 2	株主との合意によって自己株式の取得をする場合	自己株式取得事項の通知公告	×	当該会社	取得価額の決定後	公告の開始後1ヶ月を経過する日	株主に対する通知に代わる公告(注1)
取得条項付き株式の取得	170条3, 4	取得条項付き株式の取得事由が生じた場合	取得条項付き株式の取得事項の発生に関する公告	×	当該会社	取得事由発生後、遅滞なく	公告の開始後1ヶ月を経過する日	株主及び登録株主質権者に対する通知に代わる公告(注1)

主な法定公告の根拠条項とその電子公告期間

(2019年6月12日現在)

この表は参考資料としてご利用ください。弊社ではこの表により実際に生じたいかなる損害の責任も負いかねますのでご了承ください。実際の公告例をご希望の際は弊社までお申し出ください。

公告の種類	根拠条項	公告内容	実際の公告例	登記	主体	電子公告期間の初日	電子公告期間の末日	備考
株式等の売渡請求の撤回	179条の6第4,5項	特別支配株主が株式等売渡請求を撤回した場合		×	当該会社	撤回を承諾後、遅滞なく	公告の開始後1ヶ月を経過する日	売渡株主等及び登録株式質権者等に対する通知に変わる公告(注1)
単元株式数の変更等	195条2,3	取締役会の決定により単元株式数を減少または単元株式の定款の定めを廃止	単元株式数の変更に関する公告	×	当該会社	定款変更日後、遅滞なく	公告の開始後1ヶ月を経過する日	株主に対する通知に代わる公告(注1)
取得条項付き新株予約権の取得	275条4,5	取得条項付き新株予約権の取得事由が生じた場合	取得条項付き新株予約権の取得事由の発生に関する公告	×	当該会社	取得事由発生後、遅滞なく	公告の開始後1ヶ月を経過する日	新株予約権者及び登録新株予約権質権者に対する通知に代わる公告
新設合併契約等の承認	804条4,5	新設合併等をする場合における消滅株式会社等	株式移転公告 株式移転公告および株券提出公告 新設分割公告 会社分割に関する通知公告	×	消滅会社	新設合併契約等について株主総会の承認決議の日から2週間以内の日	公告の開始後1ヶ月を経過する日	登録株式質権者及び登録新株予約権質権者に対する通知に代わる公告(注1)
責任追及等の訴え	849条5	株式会社が訴えを提起した場合	訴訟の提起に係る公告 当社による当社取締役に対する訴訟提起の公告	×	当該会社	訴えを提起した後、遅滞なく	公告の開始後1ヶ月を経過する日	公開会社のみ公告可能(非公開会社は公告不可、株主に対する通知のみ)
社債管理者の事務の承継	714条4	社債発行会社が事務を承継する社債管理者を定めた場合		×	当該会社	社債管理者を定めた後、遅滞なく	公告の開始後1ヶ月を経過する日	公告とは別に、知れたる社債権者に対する個別通知が必要
社債権者集会の決議に対する裁判所による認可等の決定	735条	社債権者集会の決議に対する裁判所による認可または不認可の決定があった場合	社債権者集会決議認可公告	×	当該会社	決定後、遅滞なく	公告の開始後1ヶ月を経過する日	

※根拠条項はすべて「会社法」

※登記欄について

○：調査機関発行の「調査結果通知書」が登記の添付書類として必要。

△：株券発行会社の場合のみ必要。ただし、株券を1枚も発行していない会社はこの公告自体が不要で、その代わり「株券を発行していないことを証する書面」(＝株主名簿)を添付書類とする。

×：登記の添付書類として不要

※【注1】については、上場会社は公告必須で通知不可となる。(社債、株式等の振替に関する法律161条2項)